

4 お支払いする保険金

損害を受けた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する費用（復旧費）から控除額を差し引いた額をお支払いします。

保険金の支払額※1 = 損害の額（復旧費）※2 - 保険証券記載の控除額※3

- ※1 支払限度額として、「1回の事故ごとの支払限度額」および「保険期間中の総支払限度額」を定めます。保険金の支払額は、支払限度額を限度とします。
- ※2 損害の額（復旧費）とは
 - 保険の対象の再築・再取得・修理の費用および修理に直接必要な排土・排水費用（湧水の排水費用を除きます）をいいます。
 - 損害の額には、損害が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合の費用（損害防止費用）は含みません。
 - 復旧費は請負金額の内訳書を基礎として算出します（ただし、工事内訳書に損料または償却費を計上した工事中用仮設物・工事中用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品・工事中用仮設材については時価額によって算出します）。
 - 次の費用は、復旧費に含みません。
 - (1)工事内容の変更・改良による増加費用
 - (2)保険の対象の損傷復旧方法の研究費用もしくは調査費用または復旧作業の休止期間もしくは手待ち期間の手待ち費用
- ※3 1事故ごとの自己負担額で、以下が一般的な設定例となります。
 - 火災、破裂、爆発……なし
 - 盗 難……1事故につき10万円以上
 - そ の 他……1事故につき原則として100万円以上
工事内容・保険条件などに応じその都度設定します。

【保険金額が請負金額より低い場合】

ご契約の保険金額が請負金額より低い場合は、下記の式にて算出した額をお支払いします。

上記「お支払いする保険金の額」× $\frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}}$

⚠️ ご注意いただきたいこと

万一、事故が発生した場合

〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

- ・万一事故が発生した場合は、ただちに代理店・扱者または弊社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

あんしん24
受付センター

事故の場合は
事故が発生した場合は、ご契約の代理店・扱者
または右記までご連絡ください。

0120-985024 (携帯・PHS OK)
※おかけ間違いにご注意ください。 (365日・24時間受付)

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

- このパンフレットは「土木工事保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約条項集」をご用意しておりますので、代理店・扱者または弊社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。なお、保険料払い込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。お手続きの日より1か月経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までご照会ください。
- 契約取扱者が弊社代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがって、弊社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約いただいたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

(101001) AA10C010911 DA10C010497

あいおいニッセイ同和損保

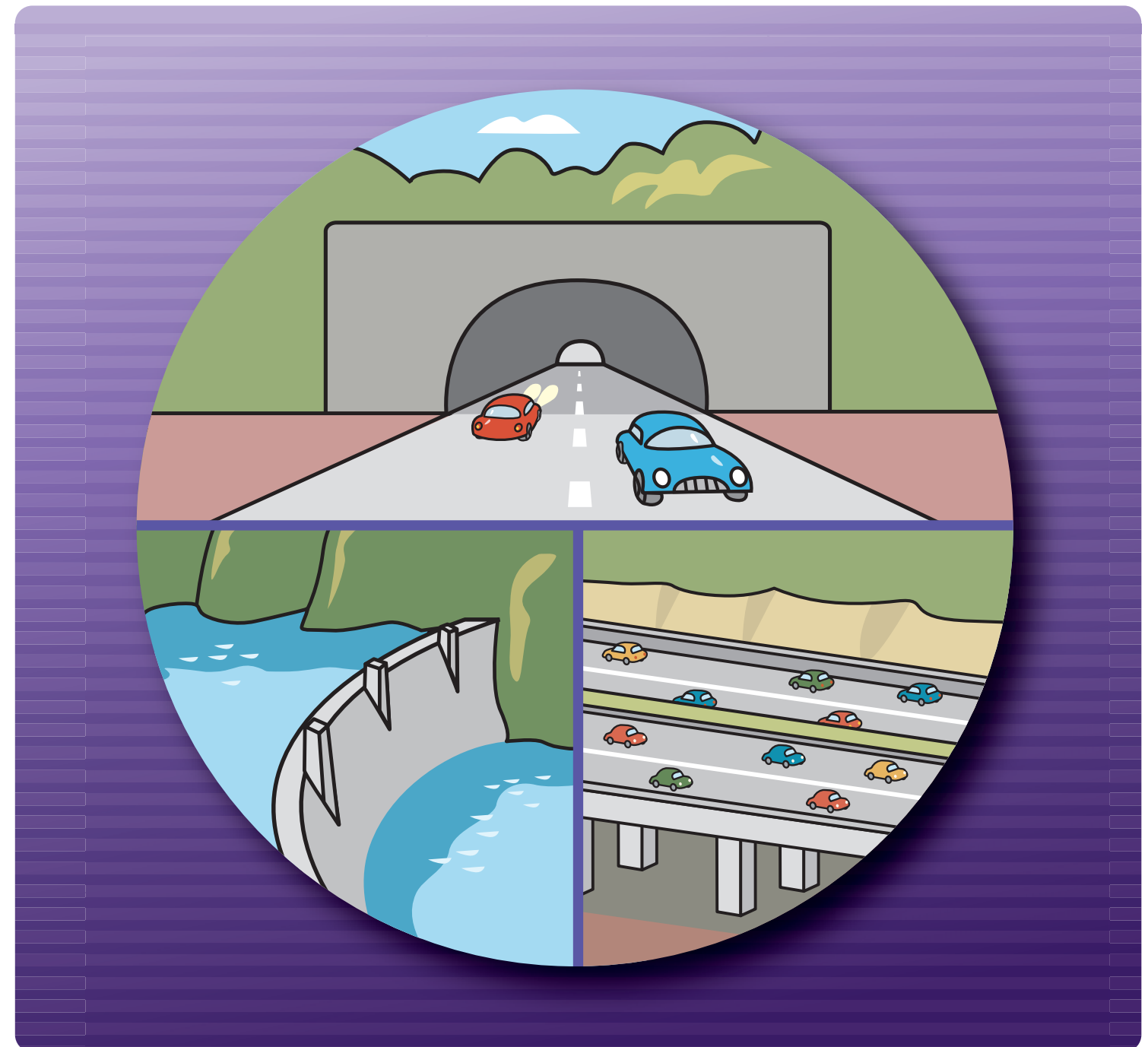
MS&AD INSURANCE GROUP

道路工事などの土木工事の補償に備えたい方に。 **事業用**

土木工事保険

平成22年10月以降保険始期用

土木工事保険



「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」は、あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社が平成22年10月1日に合併し、誕生した会社です。

土木工事保険で、安心工事をバックアップ!

1 ご契約の対象

対象となる工事 土木工事を主体とする工事がこの保険の対象となります。

例えば、道路工事、鉄道工事、港湾工事、海岸工事、河川工事、ダム工事、上下水道工事、橋梁下部工事、トンネル工事、地下構造物工事など

●土木工事以外の工事物件については、以下の保険をご利用いただきますようおすすめします。

- ・鉄筋コンクリートビルなどの建築工事……………「**建設工事保険**」
- ・機械設備、プラントおよび各種構造物の組立工事……………「**組立保険**」

保険の対象となる物 この保険の対象となる物は、工事現場における次に掲げるものをいいます。

- ①工事の目的物
- ②上記①に付随する仮工事の目的物
- ③現場事務所、宿舎、倉庫その他の工事用仮設建物
およびこれらに収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限り）
- ④工事用材料および工事用仮設材

次のものは保険の対象に含まれません。

- ・据付機械設備等の工事用仮設備および工事用機械器具ならびにこれらの部品
- ・航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
- ・設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類するもの

2 お支払いの対象となる事故（主なもの）

工事現場において、次のような不測かつ突発的な事故によって保険の対象について発生した損害に対して、保険金をお支払いします。

★土砂崩壊・崖崩れ・地滑りによる損害



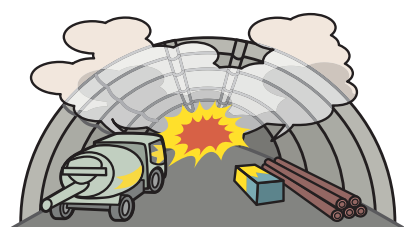
★台風・暴風雨・集中豪雨・洪水・高潮・氾濫などの風水災による損害



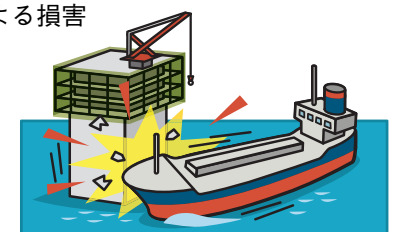
★作業ミスによる損害



★火災・爆発・破裂・落雷による損害



★車両・船舶などの衝突や航空機の墜落による損害



★盗難による損害（ただし、損害発生後30日以内に盗難されたことが明らかになったものに限り）



工事中の
さまざまな事故に
備えられます。



保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者（補償の対象となる方。ご契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます）または工事現場責任者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害（ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます）
- ご契約者、被保険者または工事現場責任者が工事仕様書記載の仕様または施工方法に著しく違反したことによって生じた損害
- 保険の対象の設計の欠陥によって生じた損害
- 寒気、霜、氷または雪によって生じた損害
- 残材調査の際に発見された紛失または不足によって生じた損害
- 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちによって生じた損害
- 浚渫部分に生じた埋没または隆起によって生じた損害
- 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類するものの洗掘、沈下または移動によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）または騒擾によって生じた損害
- 不発爆弾または機雷によって生じた損害
- 官公庁による差押、収用、没収または破壊によって生じた損害（ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます）
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故によって生じた損害
- 前記以外の放射性照射または放射能汚染によって生じた損害
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難による損害
- 保険の対象が保険証券記載の工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその使用部分に生じた損害
- 保険の対象の性質またはその自然の消耗によって生じた損害
- 保険の対象の施工、材質または製作の欠陥の修理・取替・補強に要した費用またはその他の追加費用（ただし、これらの欠陥によって保険の対象の他の部分について生じた損害を除きます）
- 湧水の止水または排水費用
- 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
- 被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により損害賠償責任を負担することにより被った損害

3 保険金額と保険期間の設定方法

保険金額（ご契約金額）

保険金額は、保険の対象となる工事の請負契約金額（支給材料または貸与品がある場合や出精値引をしている場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いたものをいい、以下「請負金額」といいます）をもって保険金額とします。請負金額には消費税を含みます。請負金額より低い金額でご契約されますと、お支払いする保険金が削減されますので、ご注意ください。

保険期間

保険期間は、原則として次のとおりです。

- 始期……工事着手の時
 - ・工事用材料および工事用仮設材については、保険期間が始まった後でも、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時から保険責任が開始します。
- 終期……工事の目的物の引渡しの時（引渡しを要しない場合は、その工事の完成した時）
 - ・工事が遅延する場合には、保険期間延長の手続きが必要です。